



「男性育休、ハラスメント対策実務対応」、 「くるみん・えるぼし認定手続き」説明会

◆10月から産後パパ育休がスタートしました！

ハラスメント（育休の申出をした男性に対する職場の上司や同僚の嫌がらせ）と捉えられないような対応が必要です

◆12月、1月は、職場のハラスメント撲滅月間です

- 育児・介護休業法改正に対応した就業規則、育児休業給付金、育休中の社会保険料など、手続きに関する疑問や不安を徹底解説
- 男性育休に関するハラスメント、パワーハラスメント防止のポイント解説
- 人材確保、イメージ向上が期待できる「くるみん・えるぼし認定」手続きを説明
不妊治療との両立をサポートするプラス認定もスタートしています
- 個別相談に対応します



日時 11月30日（水）13:30～16:00

場所 奈良労働局 地下1階会議室
奈良県奈良市法蓮町387
TEL：0742-32-0210

講師 奈良労働局職員、奈良働き方改革推進支援センター
(奈良県社会保険労務士会) 社会保険労務士

定員 30名（先着順） 参加無料

駐車場は少ないため、
公共交通機関をご利用ください。



申込方法：労働局・労働基準監督署説明会等受付サイトでお申込みください。

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

申込期限：11月24日（木） 期限前でも、定員に達し次第
締め切ります。

お問合せ先：奈良労働局雇用環境・均等室

TEL：0742-32-0210



※事前に説明会における個別相談のお申込みを受け付けます。お申込みは裏面をご参照ください。
※くるみん認定に関するアンケートにご協力をお願いします。裏面をご参照ください。

※個別相談は、11月24日（木）までに下記アドレスでお申込みください。

個別相談申込・アンケート回答アドレス
<https://forms.gle/wix5nyHkqV3QEVPR>



くるみん認定に関するアンケートのお願い

業務の参考とするため、下記事項についてご回答いただきますよう、お願いいたします。
アンケートの目的以外には使用しません。11月30日（水）までに上記アドレスでご回答ください。

設問1 ①事業所名、②電話番号、③担当者名をご記入ください。

設問2 事業年度の始期をご記入ください。

設問3 一般事業主行動計画を策定していますか。いずれかに○をつけてください。

- ①策定している ②策定していない

設問4 男性労働者が育児休業を取得したことがありますか。

（労働者数300人以下の事業所においては、子の看護休暇、育児短時間勤務も含みます。）

- ①いる ②いない

設問5 計画期間内の女性労働者の育児休業取得率は75%以上ですか。

- ①75%以上である ②75%未満である ③育児休業取得者はいない

設問6 小学校就学前までの子のための育児短時間勤務、所定外労働の制限などの制度を設けていますか。

- ①設けている ②設けていない

設問7 フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満ですか。

- ①45時間未満である ②45時間以上である

設問8 月平均の法定時間外労働が60時間以上の労働者がいますか。

- ①60時間以上の労働者はいない ②60時間以上の労働者がいる

設問9 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進などの措置を具体的な目標を定めて取り組んでいますか。

- ①取り組んでいる ②取り組んでいない

設問10 上記設問2～9の①はくるみん認定基準です。くるみん認定を希望されますか。

- ①希望する ②希望しない

設問11 設問10で②希望しないに回答された方にお尋ねします。希望されない理由をご記入ください。